

○ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令
 新旧対照条文

◎ 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）抄
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（平成十八年三月三十一日以前に厚生年金基金の支給に関する権利義務を承継して行う厚生年金代行給付に相当する部分を含む老齢給付金の額の基準及び算定方法の特例）</p> <p><u>第二条の二</u> 法第百十条の二第三項、第百十一条第二項又は第百十二条第四項の規定により平成十八年三月三十一日以前に厚生年金基金の権利義務を承継した事業主等が給付を行う老齢給付金であつて、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金の支給権者に支給されるものの額については、第二十三条に定める基準及び第二十四条に定める算定方法によるほか、当該老齢給付金の額には法第百十条の二第一項に規定する厚生年金代行給付に相当する部分の額（厚生年金保険法第三十八条第一項及び第四十六条第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十六条第一項の規定により当該受給権者について老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、支給が停止されて</p>	

いる額を除く。)として厚生労働省令で定める額を含まないものとする。

第二条の三
(略)

第二条の二
(略)

◎ 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号） 抄
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基金が業務の一部を委託することができる法人）</p> <p>第二十条 基金が法第百二十八条第五項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）及び日本郵政公社以外の法人に委託する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人に委託するものとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>2 基金が法第百二十八条第五項の規定に基づき、その業務のうち法第百二十七条第一項の申出の受理に関する業務（以下この項において「申出受理業務」という。）のみを信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、連合会、日本郵政公社、前項の規定による指定を受けている法人及び次条に規定する金融機関以外の法人に委託する場合においては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人に委託するものとする。</p> <p>一 申出受理業務を適正かつ確実に行うために必要な能力を有し、か</p>	<p>（基金が業務の一部を委託することができる法人）</p> <p>第二十条 基金が法第百二十八条第五項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）及び日本郵政公社以外の法人に委託する場合においては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）に委託するものとする。</p> <p>一（三）（略）</p>

つ、十分な社会的信用を有すること。

二 申出受理業務を確実にを行うに足りる経理的基礎を有すること。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により指定した法人が同項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったときは同項の指定を、前項の規定により指定した法人が同項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったときは同項の指定を、それぞれ取り消すことができる。

4 厚生労働大臣は、第一項若しくは第二項の規定により指定をしたとき又は前項の規定により取り消したときは、その旨を公告するものとする。

(連合会が業務の一部を委託することができる法人)

第四十四条 法第百三十七条の十五第六項の政令で定める法人は、第二十条第一項の規定により厚生労働大臣が指定した法人とする。

2 厚生労働大臣は、指定法人が前項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったときは、同項の指定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により指定をしたとき又は前項の規定により取り消したときは、その旨を公告するものとする。

(連合会が業務の一部を委託することができる法人)

第四十四条 法第百三十七条の十五第六項の政令で定める法人は、第二十条第一項に規定する指定法人とする。